

令和６年度標章審査資料・商標見本の解析及びデータ作成
に係る入札可能性調査実施要領

令和６年１月２６日
特許庁審査業務部商標課

特許庁では、令和６年度標章審査資料・商標見本の解析及びデータ作成の請負者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。

つきましては、下記１．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の請負者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添登録用紙に記入の上、
５．提出先までご登録をお願いいたします。

記

１．事業内容

（１）事業の具体的な内容

発注仕様書参照

（２）事業期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

（３）事業実施条件

本事業は以下に示す特殊機器等を有することが求められます。

- ・ 出願された商標見本及び標章審査資料（各種マーク）から検索キーとなる各種データを作成するため、商標審査に関する高度な専門知識を有する者（具体的には「商標審査基準」「図形等分類表」などの審査関連資料に加え、商標の類否判断に関する重要審決や判決などに精通した人材）、ならびに、急激な出願の増加に伴う発注件数の増加に対しても、定められた期間内に遅滞なく納入データを作成するために必要な人員体制等を有すること。
- ・ 比較的多量の発注データを安定的・継続的に処理し、特許庁の用意する、ＳＧＭＬ形式等の発注データを作業に合わせて加工・調整するための環境、OpenSSL 等による暗号化を展開する環境、特許庁の指定した文字コー

ド以外を使用していないかなどの納品データを作成する際のシステムチェックプログラムなど、本事業専用の特殊設備を有すること。

2. 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和6年2月1日（木）17時00分までにメールで行ってください。質問がない場合であっても、寄せられた質問及び回答結果をご覧になりたい場合は、上記日時までに5.の問い合わせ先へご連絡ください。

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

- ・ 登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・ 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・ 本調査は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 提出された情報・資料は庁内の関係部署において閲覧・共有いたしますが、提出者に断りなく庁外に配布することはありません。
- ・ 提出された情報・資料は返却いたしません。
- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、国籍等）、③情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別紙）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

5. 提出先・問合せ先

〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3

特許庁 審査業務部 商標課 商標審査推進室 宛

【TEL】03-3581-1101（内線2804）

【FAX】03-3588-8503

【E-mail】二上 澄恵 futagami-sumie@jpo.go.jp
※郵送またはE-mailにてご登録用紙をご提出ください。

6. 提出期限

令和6年2月8日（木曜日）17：00

※登録用紙を郵送する場合も上記期限必着でお願いいたします。

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札を実施することがあります。

7. 配付資料

登録用紙

発注仕様書

(別紙)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

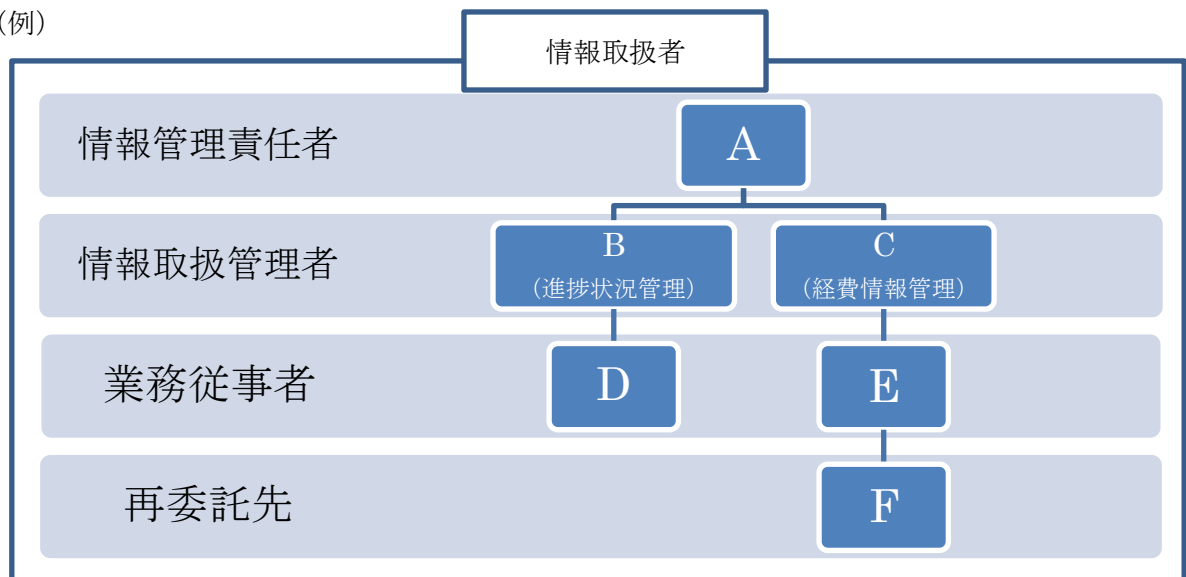
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。